

平成 30 年度 第 1 回長野市林業振興審議会 議事録

日時：平成 30 年 7 月 10 日（火）午前 10 時 00 分より
場所：ふれあい福祉センター 4 階会議室 1・2

開 会

事務局： 本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。私は、森林農地整備課主幹兼課長補佐の宮尾と申します。本日の全体の進行を務めさせて頂きますので、よろしくご協力をお願い致します。

只今から、平成 30 年度 第 1 回長野市林業振興審議会を開会致します。尚、議事録作成の為、事務局において録音をしています。ご了解をお願い致します。

資料確認

事務局： 資料確認をまずさせて頂きます。お配りいたしました会議資料の確認をさせて頂きます。

審議会次第、名簿、座席表、本日の林業振興審議会が規定されています条例、長野市執行機関の付属機関の設置等に関する条例、それから本日の審議会の資料 1 「平成 29 年度事業の実績及び平成 30 年度の事業計画」について、資料 2 「広葉樹林造成事業について」、資料 3 「林地台帳制度について」、資料 4 「森林經營管理法案（新たな森林管理システム）について」、資料 5 としまして「長野県森林づくり県民税のパンフレット」以上でございます。不足の資料がありましたらお知らせ頂きたいと思います。

日程説明

事務局： 本日の日程を説明させて頂きます。本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせて頂きます。会議の終了予定は、12 時を予定しております。ご協力を願います。

委嘱書交付

事務局： 次第の 2、委嘱ですが、委嘱書の交付を行います。時間の関係上、農林部長から代表者 1 名の方にお渡しすることをご了承お願い致します。代表は名簿一番の新井里佳子様にお願いいたします。

授 与

農林部長より、委嘱書の交付

他の委員の皆様には机の上に置かせて頂いておりますので、ご確認をよろしくお願いします。

挨 捂

事務局： 次第 3 番 農林部長より挨拶をお願い致します。

農林部長： 皆さん、おはようございます。本日、平成30年度の第1回長野市林業振興審議会を開催いたしましたところ、誠にお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。

日頃から、それぞれの立場で林業振興に尽力賜りまして厚く御礼申し上げます。

審議会につきましては、昨年度までは「長野市産業振興審議会」というのがございました、その中の「林業振興専門分科会」としまして長野市林業の振興についてご審議をしていただいておりましたが、平成29年度をもちまして、「産業振興審議会」及び「林業振興専門分科会」が廃止になりまして、本年より独立しまして、新たに「長野市林業振興審議会」として新たな審議会のひとつとして発足したというところでございます。5月には、公募委員の募集・選考を行いまして、本日第1回の開催となったところでございます。

審議委員の皆様におかれましては、長野市が実施する事業や5年ごとに見直しを行う長野市森林整備計画の樹立のほか、後程説明をさせていただきますが平成31年度から始まります新たな森林管理システム、森林環境譲与税の使途など、長野市の林業振興についてご審議していただくことになるかと思います。任期につきましては6月1日より2年間ということでお世話になりますがよろしくお願ひ致します。

本日の審議会でございますけども、平成29年度の事業実績及び平成30年度の事業計画について説明させていただくほか、林地台帳制度、そして新たな森林管理システム、森林環境税及び森林環境譲与税等につきまして、林業振興に大きな影響を与える制度でございます。それらについて説明させて頂きまして皆さんからご意見いただければと思います。限られた時間ではありますが委員の皆さんには忌憚のないご意見を出して頂いて、今後の参考にさせて頂ければと思っていますので色々、ご支援ご協力のほど宜しくお願ひいたします。以上ですが、挨拶とさせていただきます。

委員及び職員の紹介

事務局： 4 委員及び職員の紹介。本日は第1回目の審議会でありますので、委員皆様の自己紹介を次第の裏面にあります名簿の順番にお願いします。

自己紹介（審議委員、担当職員の順に自己紹介 省略）

会長及び副会長の選出

事務局： 次第5 会長及び副会長の選出についてですが、会長の選出ですが、資料の長野市執行機関の付属機関の設置等に関する条例第5条の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっています。いかがいたしますか？

木内委員： 事務局案はありますか？

事務局： 事務局案の方を発表させていただきます。前回に引き続き委員にご就任いただいて

いる岡野委員にお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(拍手をもって承認) ありがとうございます。

それでは、岡野委員様、正面の会長席に移動をお願いいたします。

次に、条例第5条の3によりまして会長に事故があるとき、又は欠けた時は、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理することとなっていますので会長より副会長のご指名をいただきたいと思います。

会長： それでは、宮入委員にお願いできればと思います。

事務局： 皆様よろしいでしょうか。

(拍手をもって承認) ありがとうございます。宮入委員さんも正面の席へ移動をお願いします。

会長になられた岡野委員様より一言ご挨拶をお願いいたします。

会長： 会長になりました、岡野でございます。私は、大学で造林学と生態学を教えていました。そういう狭い中でやっていますが、今は、古い考え方であり、周辺の里山とか、森林計画や林業経済とかいろんな繋がりをもってやっていく時代になっています。

今回の西日本の豪雨で被災された方にはお見舞い申し上げるところです。近年の豪雨は温暖化によるものとも言われ、ゲリラ豪雨が頻繁に起こっており、予想を超える想定外の雨が降っています。こうした中、ただ森林があれば良いという事ではなくており、今後、伐期を迎える森林が増えているおり、林業が高齢化している中で大変な課題であります。戦後一生懸命に育てた森林が成熟を迎えたということを前向きにとらえて、この資源をどう活用していくかが一つであり、また、ただ経済活動だけを考えるのではなく山地保全等も考えながら資源を合理的に活用していくかなければならないと思っています。

事務局： 続きまして、宮入副会長さん挨拶をお願いいたします。

副会長： 宮入でございます。よろしくお願ひいたします。岡野会長よりご指名をいただきました、会長の補佐を務めさせていただきます。

事務局： 本日の会議の開催要件である出席人数についてであります、長野市執行機関の付属機関の設置等に関する条例第6条の規定では、委員の過半数以上の出席が必要とされております。本日の会議におきましては、14名中13名の委員さんが出席されており、本日の会議は成立していることを報告させていただきます。

事務局： 続きまして、6番の議事に入りたいと思います。条例第6条により、会長が会議の

議長になります。岡野会長さんに議長になって頂きまして、議事の進行をお願いします。

議長： それでは、私の方で議事の進行をさせて頂きたいと思います、スムーズな進行にご協力頂ければと思います。宜しくご協力お願いします。議事の1番の平成29年度事業実績及び平成30年度の事業計画について、まず事務局から説明お願い致します。

事務局： 事務局担当職員説明 省略

議長： ありがとうございました。多岐に亘っていますが、質問等ございましたらご発言をお願いします。どこからでも結構です。

宮入委員：皆さんもお考えのことだと思うのですが…資料の2を見ていただければすぐ分かりますが、広葉樹林造成事業についてご説明いただきました。図面も拝見していく中で、岡野会長から色々なお話を伺った点を思い出しながら、気が付いたのですが1番印象的なことは、1回全部伐った上で広葉樹林にするのが本当に合理的かどうかという問題があると、残せるものがあるのではないか、後は事前に樹木の状態とか種子の状態とかを調べた上で計画的にやっていく方が、広葉樹林化がしっかりと効率よく転換を図れるのではないか伺いました。それを含めてご意見を伺いながら進めていくということを理解していいですか？という点が1点です。

もう1点は、資料1の11ページになりますが、作業道・林業専用道の関係で、「27年度で新たな開設は終了しました」というお話を伺いました。改めて聞いてみると、最初の方の3ページの方の説明で、林道等の整備が319kmという結構長い距離があって、維持管理が大変という印象がありました、「長野市の森林面積で、この延長で足りるのかな」と素朴な疑問があります。情報があつたら教えて欲しい。

議長： 事務局の方から。

事務局： それでは、ご質問いただきました1点目の広葉樹林化に関してですが、昨年度の専門分科会等でも現地を見ていたい色んな意見をいたしましたが、昨年度着手した場所は、急きょこの事業を始めようという事になった中で、すでに皆伐が行なわれた場所において実施したものです。

今年度におきましては、先ほど説明させて頂きましたが、まだ場所を選定している途中であり、本年度は、前もって現況の調査(土壤・地形など)を行い、その後皆伐等を行って事業を進めていきたいと考えています、いずれにいたしましても、現地をまだ決めていませんので現地が決まり次第、昨年頂きました意見を参考にさせていただきながら進めていきたいと思っています。

林道の関係ですが、新たに林道や林業専用道を開設するにあたりまして、どうしても国の補助金を活用し事業を進めている状況です。

新たに林道や林内路網整備を進めるには、森林施業者が経営計画を立て計画期間中

に実施する森林整備や搬出間伐計画を出してもらったエリアの中でしか、補助金を国から頂くことはできないというシステムになっています。

今後、林道や林業専用道を新たに開けていく場合には、まず事前に林業事業体さんから、いつ整備をするということについてご相談いただき、その後に国の基準に合っているか審査した後に、そのような手続きを踏んでから林道を開設していくことになっています。今現在の林道延長で足りているかどうかということは難しい問題です。

また、搬出をする場合には、その作業地内において林業施業者が作業道を開設する補助事業等もあり、その方が森林施業者にとってのメリットがある場合もあると考えています。

宮入委員：最初の広葉樹林化については前回の時もご意見させていただきましたが、一般道路から非常に目立つ場所でのモデル事業でしたので、看板等の表示を行い、広葉樹林化を目指していることが皆さんに伝わるかと思いますので、看板とか表示を立てるなどご検討と充実をお願いしたいと思います。

2点目の林道の関係ですけど、ご説明いただき状況は分かりましたが、27年度で作業道開設が完了というのは適切ではなくて、27年度に予定されているものは終了という意味合いによかったと思いました。先ほどの1番最初の説明にありましたとおり、民有林は成熟期を迎えており、木が沢山あるので搬出する必要があるので、ある程度積極的に市として計画をたてて進めていただければと思います。国の補助金とかあるいは施業者の経営計画とか重要なステップは十分理解できましたが、まずは支援していただいて、伸ばして頂ければいいなと思いました。その手始めが林道とか林業専用道を必要なところに開けるというのが重要なことなのかなと思いましたのでよろしくお願いします。

議長：ありがとうございます。

事務局： 看板のことですが、昨年、現地視察の際に看板等設置の意見をいただきまして、29年度、急きよ始めた事業であり、予算もない中で、職員実行にはなりましたが道路側から見えるところに「広葉樹林造成モデル事業」という形で看板の設置をさせていただきました。何かの機会に見ていただければと思います、よろしくお願いします。

確かにあまり目立たないところにありますが、一応あるので確認をお願いします。

議長： ありがとうございます。関連しますが広葉樹林の造成事業のところで、例えば地形的な問題とか法律的な問題で実行するのは難しいので広葉樹に転換しましょうという場合と、針葉樹造林も出来るけど、広葉樹にするのかという2つの見方があります。

前者の場合は、単に広葉樹林をやればいい訳で、後者になってくると、ここに書いているように1m³当たり広葉樹が資源としとして高いと書かれると、広葉樹の施業を行い資源として出すのですか、という意味合いになってきて、これは悪いわけではなくて、更新の仕方や樹種を選んで施業し、しっかり方法を分けて方向性を出さないと

非常に混乱されて勘違いされてしまう可能性があるのではないかと気になるところです。

聞こえはいいですよ、針葉樹よりも広葉樹の方が高値で売られている、例えば、何年生の広葉樹がいくらで売られたのかというところまで入ってしまうと実に面倒臭い話になります。

それ以前の話として、拡大造林期は、木材景気が良かったから、無理をしても手を入れられないところまで拡大しました。しかし、今はどこまで本来の形に戻すのかという意味も含んで色々な動きがありますから、そういうことまで含めて表現とかご注意いただきたいのと、事業をしていくときに、こここの林はどういう方向に向かって広葉樹林化を目指して進めているのかというところまで説明をお願いしたいと思います。

林道につきましてはそのとおりだと思いますし、全然足りていないと思います。日本全国、足りている所なんて逆にあるのかということを考えれば、低コストで作業道を中心に施行し、後々は林道までいかないまでも、路網整備を進めていただきたい。

林道整備はかなり重要だということがわかります。積極的に動いてほしいと思います。災害のことを考えても切り捨て間伐が当たり前のように行われています。災害の映像やニュースを見てお分かりだと思いますが、チェーンソーが入った材がかなり下流に出てきている、あれはどう見ても切り捨て間伐の材が流れている、そういうことを考えると今後、なるべく少しでも資源として使っていくということをしないと災害防止にも結び付かないと思います。そのためにも路網整備は重要だと思います。林道の整備は我々の世代より上にはイメージ悪いです。自然破壊の急先鋒的な意味がありましたが、今はそうではないことを先ほどの広葉樹林化と合わせて啓蒙・PRしていくべきだと思います。

井出委員： 市の方で飯綱高原大座法師池近くに飯綱地区実験林、今は、多少名称が変わって飯綱実験林と言っているようですが、それは林務課の管轄でしょうか？それとも別の所管でしょうか。

以前、信大の亀山先生が中心になって一部薪炭林を伐採し、大径木化を図る実験をやっています。薪炭林は細い材なので材として価値はないのですが、大径木化によっていい材になっています。林がこちらの部署の管轄でなければ所管課とリンクしていけば良いのではないか。

事務局： 飯綱実験林の関係ですが、管轄は私たちの森林農地整備課ではなく、環境部の管轄としてやっています。実験結果については取り寄せることが可能かもしれません、こちらとしては情報を持っていません。

井出委員： 非常にいいデータが取れていて、薪炭林は材としては価値がないことは分かっていますが、大径木化として施業を行えば材として価値があるので、データ協議をしてリンクしていけばいいと思います。提案です。

荒井委員：私は、苗木屋なので、広葉樹林化については気になっていますが、この資料だけ見ると長野市全体を広葉樹林化するのかと思ってしまい、それは無理だと思いました。する場所としない場所にゾーニングしていると思いますが、この資料だけだとそう見えてしまうのでもう少し表現を変えた方が良いと思います。

先ほども言ったように、杉やカラマツより広葉樹が高値で取引されているということも、広葉樹の使い道は、例えば家具材とかで1本でも高い値段になると思いますが、杉・カラマツもこれから使い道を考えていけば、全くいらなくなる訳ではないと思います。

環境を行う部分と、林業を行う部分は別だと思いますので、環境で環境保全を考えるなら、環境部の方で連携して行い、林業で林産をする場所をどうするのかということも連携していくべきだと思います。

議長：ありがとうございます。2に進みたいと思います。林地台帳についてご説明をお願いします。

事務局：林地台帳について説明 省略

議長：ありがとうございました、ご質問等ありましたらお願ひします。
ないようであれば次の議事内容とも関連していると思います。（3）の新たな森林管理システムについて説明をお願いいたします。

事務局：新たな森林管理システムについて説明 省略

議長：ありがとうございました。新たな森林管理システムについて説明がありました。ご質問等ありましたらお願ひします。

宮入委員：要望になるかもしれないですが、今、ご説明ありましたとおり、実際予算が動いて、長野市としての取り組みをしていかなければならぬと思いますが、それはまた今後具体化されてくるという話がありました。また次回、経過も含めて詳しくご説明していただけたとありがたいと思います。

先ほどの資料1番で、平成29年度の実績と30年度の事業計画というお話をありましたけども、これまでの事業年度だと、継続・継続で行われてきたと思いますが、このように新しい財源の場合、新しい事業が生まれてくるということは、平成31年度の事業計画というものを早めに議論しなければならない、あるいは計画の中に盛り込んでいくことが必要になってくると思います。ぜひ次回も審議会を開いていただきたい。

議長：ありがとうございます。他にありますか？

事務局：今年度の8月くらいに来年度の予算編成等に着手しなければいけない時期になります

す。本当に時間がありません、その中で来年度ある程度の事業計画を立てていかなければなりません、この次の審議会では委員さんの皆様に具体的にどんな事業をやっていけばいいのか委員さん方々のご意見を伺いながら行っていきたいと思います。

議長：他にございますか？

荒井委員：よく分からぬので教えていただきたいのですが、この新しい事業は市の主導でバンバン進めていくのか、それとも所有者が申し出てくるものが多いのでしょうか？

事務局：森林所有者に意向調査をするようにと国の方から話が来ていますので、長野市も森林簿上約2万人近くの所有者さんがいます。一度に、その2万人に対して調査ができないので何年かに分けて、所有者の意向調査を、来年から随時手を付けていくものと思います。

その結果を踏まえて所有者自ら森林整備をやられる方については今までどおり進めていただき、自分では出来ないという森林については管理権を市町村にいただき、その中で再度事業体に再委託するもの、市町村が直接やっていくものなど、振り分けを行います。市町村が事業を行う場所に関しては、この森林環境譲与税を使って事業を実施して行くことになります。

議長：結局、大変なところは市町村で管理してくれということになると思います。国も制約してこないと思います。逆に、市町村の方がしっかりした計画を立てていかないと思いません。

農林部長：あくまでも税金です。補助金は色々な要件とかがありますが、税金ですので制限がないと思います。

議長：これから国は、いろんな方針を出してくると思うので、それと合わせて情報を頂きたいと思います。

農林部長：臨時国会が延長されています。その後にガイドライン等が出てくると思います。

議長：国会閉会後、林野庁において動きがあると思います、その時、情報等を頂ければと思います。それでは、次に移りたいと思います。長野県森林づくり県民税についてです。説明をお願いします。

山口委員：私の方からご説明します。リーフレットをお配りさせて頂いています、こちらの資料で概要を説明させて頂きます。

今年から、新たな長野県の森林づくり県民税ということで、今までの2期10年間を踏まえて3期目に入りましたことに対して、まず皆様のご理解とご協力を頂きまし

て感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

今までの森林税というところで、リーフレットをお開き下さい。今までの森林税で主にやってきたことは、里山等の森林づくりということで切捨て間伐のみをベースに対象としてやってきました。特に国庫補助の対象とならない小規模なもの切捨てを主体に行いました。また、搬出については2期目の時に大きな議論があり、材木を搬出した時には売上げもあるのだから、搬出補助までは、というご意見もいろいろ頂きましたが、その中で一部有効に地域として使っていただくものに対しては、搬出した材の数量に対して支援を行いました。

基本的には、森づくり、そして地域の人づくりという所を中心にやってきました。

次に、リーフレット大きく開いて頂き、新たな森林税の概要がここ1から6まで記載させていただいている。まず1番としまして、この事業は里山を中心に人家の近い所を基本としています。その中で昨今の防災・減災の為に必要な森林整備、それからもう1つは住民参加による森林整備から木材利用・森林の利活用という所で、今までありました「みんなで支える里山整備」が活用できます。さつきの資料1にもありましたけども今まで保育間伐・切捨て間伐だけのみでしたけども、ちゃんと使っていただく、利用していただくということも含めた搬出間伐材を出していただくことも同じ9割の中で支援をさせて頂くことになっています。

もう一つ、地域住民等の共同による活用ということで、ここが今回大きく変わっているところです。地域での協議会等を立ち上げていただき、地域の人たちが自ら管理又は、作業をしていただいた森林整備について10分の9の補助、住民利用の為の里山整備の促進という流れを記載していますが、里山整備の利用地域ということで、これにつきましては長野県森づくり条例に基づく利用地域の指定、今までこれが30ha以上という制限が大きかったですが、ここを皆さんのが取り組んでいただきやすいように原則として5haのエリア、5ha完全にまとまっていなくても2ha、3haの飛地でも可能ということで、しばりをかなり緩くしています。この目的は何かというと、やはり長野市の中心部にいる方だけでなく周辺部、山に近い所に住んでいる方々も山に入らなくなっている、近いのに山から離れていく、もう一度皆さんに自分たちの山に入っていただき、自分たちで森を見直しましょう。森にかかわっていただきたい森林整備を進めていただきたいというところで、今回の大きなポイントとして構築されています。

事業の入り口が、利用地域の指定を受けたり協議会を作ったりと、面倒臭そうに見えますけども、すでに地域において活動している団体があれば、そういう団体を核にして頂きまして、みなさん地域の情報を共有して取り組んでいただければと思います。

あと、新たな事業として4番の学校林活動というのが、今回新たに使えることになりました。県内には小・中・高校も含めまして学校林を持っている学校も非常に多いのですが、実際には、数年どころか数十年ほとんど活用されておらず、行ってもどうしようもない所があります。そこへの歩道を付けたりして活用出来る様になりました。また、これから再度使っていただくための事前準備に使える事業になっています。

もう1つ、5番の方で、森林づくり推進支援金ですが、今迄どおり市町村の方に配分させて頂き、特段制限を設けずに、市町村の考え方で必要な事業を取り組んでいただ

くということでしたが、ここだけ大変申し訳ありませんが、ここが県の予算が金額的に3分の2くらいに減少しています。減少した理由として1つ、県民税の県民会議の方ではなく、税の審議会の方で長野県として特別追徴課税しているものを長野県として使うべきではないかというところからして、その中で市町村の方にも十分やって頂くということを踏まえながら継続させて頂いた。その中で今まで市町村でやっていた中で国庫補助事業を活用した間伐事業への補助金の嵩上げの財源としていただいている町村がございましたが、そこについては、事業では9割の補助が出ているのに、更に嵩上げ、搬出間伐のように、材の売り上げあり、森林税でも搬出材への補助金もあるため、嵩上げについては使えませんということで、今回、新たな制限を付けさせていただいている。

2番のところで地産地消による木の香るくらしづくり事業と言うところですが、木製の遊具の設置や、子供の居場所の木質化など、県下で5か所、おもちゃの方は30か所、子供たちに木に触れて頂くという場所として、これから森を育ててもらう、森に関心を持つてもらうためには、まず小さい時から木に触れて頂くことが大切だらうと思っています。

大雑把な説明で申し訳ないですが、事業内容が今年度から大きく変わる中、新たな取り組みとして、森林税の有効活用をしていただきたいと思います。これが成功していくためには協議会とか、いろいろな場で地域の皆さん良く知っていただきながら要望していただくということが重要だと思っていますので宜しくお願ひします。

議 長： 何か質問とかありませんか、せっかくの機会です、よろしいですか。では、ありがとうございました。

1つの前のところで、新たな森林管理システムについては、今後またいろいろ動きがあるかと思います。県としても、市としてもどのように組み合わせていくかをこれから考えていかなければなりません。知恵を使わなければならぬと思います。その辺を整理しながら、意見交換できれば上手くいくのではないかと思います。

これから、問題になるのは、どんなにお金を準備しても、結局は森林・林業で働く人材であり、人材育成について力を入れていただければと思います。

中島委員：長野市、長野県もそうですけども、市の周辺も、農地が現況「森林」になっていっています。現況でも40年から50年にもなっている森林をどういうふうに見てとっていかれるでしょうか。

農地に関しては、一昨年くらいから農業委員さんが動いて現地確認をして整備されていると聞いていますが、今、例えば間伐だったら、現況でやっていますが、森林への転換（森林計画への編入）されていない場合、どうなるのですか。

事務局： 今話がありましたように、農業委員会さんの方では色々、農地の見直しでしたり非農地証明だったりされている状況ですけども、森林、林業について、森林法の中で、市町村森林整備計画に入っている森林が補助金の対象という形になっています。今委員さんからの話の個所については、その中間に浮いている部分でありグレーゾーンに

なっていて、どちらでも出来ないという状況になっています。以前に、この林業振興専門分化会でも話をさせていただきましたけど、市の単独事業においては、条件を付けさせていただく中で、間伐等をやることはできますという形で少しずつグレーディングの中でも施業できるようになっています。

今後、森林環境譲与税や新たな森林管理システムが動き出した中で、どのようにしていくのか考えていかなければならないと考えています。いずれは森林計画に取り込んでいかなければならぬと思っています。ただ最近、多いのが竹林の整備を行いタケノコ栽培したいから、どうにかならないのかという相談も多くなってきていて、今の段階で、すぐに林業でやりますとは言えない状態にあります。今後の課題となってくると思います。

中島委員： 航空写真等が進歩してきています。実際はこうなっていますよということが昔よりは分かりやすくなっていると思います。

山口委員： 捕捉させていただきますが、今、委員さんが言って下さったように、県の方でも以前のように航空写真を撮りっぱなしではなく、図面と重ねられる形にしているので非常に見やすくなっています。ただ事務局からも説明のあったように、国・県の補助、森林税の補助は市町村整備計画に定められている森林法の第5条地域森林計画に入っている森林のみを国・県の方は対象にしています。

近年の荒廃農地問題から数年前から市町村と連携を取りながら、森林計画の方に編入する場所を調べさせていただきながら、入れられるものについては入れていこうと検討しています。ただ一方的には、所有者さんの問題もありますし、農地法の問題、もちろん農振地域がかかっていたら、私たちの方ではどうにも入れていくことは出来ない。

新たな森林管理システムの中でも、森林所有者の意向調査をするときに、現況森林の取り扱いを検討しつつ調査していかなければならぬと思っています。

議 長：他にありますか。ないようでしたら。これにて、終了にさせていただきたいと思います。色々ご質問ありがとうございました。今日はこれにて、閉会にさせて頂きたいと思います。

事務局：岡野会長さん、宮入副会長さん、委員の皆様もありがとうございました。

その他

事務局： 次回の審議会の予定ですが、具体的な日程は決まっていませんが、今後、先ほどご説明させていただいた、新たな森林管理システムや森林環境譲与税等のガイドラインが示されると思いますので、動向を見つつ、年内には審議会を開きたいと思っております。その際は早めにご通知させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

閉 会

事務局： 長時間に渡りまして、貴重なご意見を頂きありがとうございました。先ほど会長さんの話にもありましたが、市でやる事、県でやる事、林業や森林整備にとって転換期に来ています。本当にいろいろ課題はありますけども、委員さん方のお知恵を拝借しながら前に進めていきたいと思っています。今後ともどうぞ宜しくお願ひします。今日は本当にご苦労様でした。